

名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）対策協議会規約

（名称）

第1条 本会は、名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、西尾市、蒲郡市、吉良町及び幡豆町（以下「沿線市町」という。）ほか関係者が、名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）（以下「名鉄西尾・蒲郡線」という。）の存続問題に対する対応策を調査、協議等することを目的とする。

（協議等事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、協議等を行うものとする。

- （1）名鉄西尾・蒲郡線の利用促進に資する事項
- （2）名鉄西尾・蒲郡線の費用削減に資する事項
- （3）名鉄西尾・蒲郡線の運行形態に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、名鉄西尾・蒲郡線の存続問題への対応策に関する必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、その円滑な運営と効率的な業務の推進を図るため、次の会及び事務局を置く。

- （1）総会
- （2）幹事会
- （3）ワーキング部会
- （4）事務局

（会員）

第5条 協議会の各会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（役員及び定数）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）幹事長 1名
- （4）ワーキング部会長 1名

(役員の選出)

- 第 7 条 会長及び副会長は、総会において沿線市町の互選によってこれを定める。
- 2 幹事長は、幹事会において沿線市町の互選によってこれを定める。
 - 3 ワーキング部会長は、ワーキング部会において沿線市町の互選によってこれを定める。

(役員の職務)

- 第 8 条 会長は、協議会を代表し、必要の都度総会を招集し、その会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 幹事長は、幹事会を招集し、その会務を統括する。
 - 4 ワーキング部会長は、ワーキング部会を招集し、その会務を統括する。

(総会)

- 第 9 条 総会の議長は、会長が務める。
- 2 総会は、協議会の運営方針、その他会務の執行に必要な事項について審議、決定するとともに、幹事会で決定した事項について報告を受ける。

(幹事会)

- 第 10 条 幹事会の議長は、幹事長が務める。
- 2 幹事会は、総会で決定した運営方針を受けて、協議会の業務執行上必要な事項について調査、研究及び審議を行い、総会に報告する。

(ワーキング部会)

- 第 11 条 ワーキング部会の議長は、ワーキング部会長が務める。
- 2 ワーキング部会は、幹事会で決定した運営方針を受けて、協議会の業務執行上必要な事項について調査、研究を行い、幹事会に報告する。

(定足数及び議決)

- 第 12 条 各会は、各会構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、各会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。
- 2 前項の議事において、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

- 第 13 条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(関係者等の出席)

第14条 協議会は、必要に応じて関係者等を各会に出席させ、説明、助言を求めることができる。

(経費)

第15条 協議会の事業運営に経費を必要とする場合は、協議の上、負担金をもって充てる。

(事務局)

第16条 各会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、各会の議長が所属する団体に置く。ただし、ワーキング部会の事務局については、愛知県地域振興部交通対策課との共同事務局とする。

(規約改正)

第17条 本規約に定めた事項を改正する必要がある場合は、総会において審議決定する。

(協議)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮り定める。

附 則

1 この規約は、平成17年12月20日から施行する。

2 この規約は、平成21年3月27日から施行する。

別表（第5条関係）

